

第 14 回愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

会 議 錄 (要点筆記)

(日時)

平成 30 年 5 月 31 日 (木) 15:00 ~ 15:25

(場所)

松山市民会館 1 階 第 1 会議室

(出席者)

委 員：妹尾会長、宇都宮委員、甲斐委員、兼平委員 (50 音順)

計 4 名

(欠席者：土居委員)

事務局：藤本事務局長、仙波事務局次長、苅山事業課長、横山総務企画係長、

河内医療給付係長、上岡主事、尾賀主事、山地主事

計 8 名

(傍聴者)

報道関係 1 社

(署名委員)

妹尾会長、宇都宮委員

(議題)

(1) 医療費通知作成業務委託事務について

(2) 平成 29 年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の報告について

(議事の概要)

(1) 医療費通知作成業務委託事務について

《資料 1 に基づき事務局説明》

平成 30 年度中の医療費通知作成業務（医療給付を受けた被保険者に対し、医療費の総額や自己負担相当額等を通知することで健康管理の重要性や医療費の実情に対する理解を深めるとともに、医療機関からの不正請求の防止等、医療費の適正な支出を図る。また、所得税の確定申告において領収書に替えて本通知を添付できることから、申告者の利便性の向上を図る。以上を目的とした事業）の外部委託に伴い、新たな個人情報取扱事務が生じるため、個人情報保護条例第 6 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務の届出を行い、同条第 4 項の規定により、その届出について審査会に報告を行った。また、同条例第 8 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項の規定により、あらかじめ審査会の意見を聴くため、事業概要の説明を行った。

《質疑・意見》

- 委託業者はまだ決定しておらず、まずは業者に委託をすることに関しての確認のため、今回の審査会での議題として取り扱った、という事でよろしいか。
お見込みのとおりである。

- ・愛媛県以外の後期高齢者医療広域連合における委託状況はどうなっているか。
愛媛県以外の 46 都道府県の広域連合全てが、業者への委託をすでに実施している。
- ・他の広域連合が委託している業者は、全て同じか。
広域連合によって様々である。
- ・今回委託しようとしている業務内容を専門にしている業者があるということか。
専門ということではなく、いわゆる印刷会社である。
- ・プライバシーマーク制度の認定を取得している業者が愛媛県にもあるのか。
数は限られるが、存在する。
- ・委託の費用はどのくらいかかるのか。
概算ではあるが、700 万円ほどである。
- ・広域連合の職員がこの業務のみに膨大な時間を費やすよりは、確かに委託する方が良いかも
しれない。
人役的に考えても、1 人役ほどはかかっている。また、機械処理によって封筒の厚さや
重さなどをすべてチェックしログを管理するので、誤封入を防ぐことができる。

《協議結果》

医療費通知作成業務委託事務について、本審査会において実施する旨、了承する。

(2) 平成 29 年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の報告について 《資料 2 に基づき事務局説明》

平成 29 年度において、情報公開条例の規定による開示請求は 0 件、個人情報保護条例の規定による開示請求は 4 件で、それらについて全て開示している旨を報告した。

《質疑・応答》

特に無し

署名委員

会長

妹尾克敏

委員

宇都宮義忠